

広島県告示第千六百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十一年十二月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年十二月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四三三号	三原市大和町和木四一〇番一地从先から 三原市大和町和木一五二八番七地先まで	平成二十二年二月一 四日